

■第IV章 施策の内容等の見直し

資料5

下表の左欄には現計画における施策内容、右欄には見直し案と見直しを行う理由を記載しています。

| 環境基本計画における掲載ページ | 項目 | 現計画における施策内容（西脇市環境基本計画に位置付けている施策内容） | 見直し案 | 見直す理由 |
|-----------------|-----------|---|--|------------------------|
| 51 | 大気汚染監視 | 市役所に設けられている兵庫県の一般環境大気観測局による大気汚染状況の常時監視、また移動観測車による大気汚染等の測定により継続して大気汚染観測を実施し、異常がある場合は県と連携して必要な対策を講じます。 | 市役所に設けられている兵庫県の一般環境大気観測局による大気汚染状況の常時監視_____により継続して大気汚染観測を実施し、異常がある場合は県と連携して必要な対策を講じます。（一部削除） | 移動観測車による監視を行っていないため、削除 |
| 52 | 低公害車の導入促進 | 公用車へのハイブリッド車 ^{※51} や電気自動車等の低公害車を率先して導入するとともに、市民等への導入の促進及び一般開放型の充電設備の設置導入を検討し、環境負荷の低減を図ります。 | 公用車へのハイブリッド車 ^{※51} や電気自動車等の低公害車を率先して導入するとともに、市民等への導入の促進及び一般開放型の充電設備の設置導入による環境負荷の低減を図ります。（一部削除、一部追加） | 充電設備導入による修正 |
| 53 | 環境指標の項目 | 公共下水道等施設水洗化率 | 水洗化率 | 文言の整理 |
| 53 | 施策の内容 | 公共下水道等の普及地域については、公共下水道等施設への接続状況を促進し、施設の適正管理により公共用水域への放流水の水質管理を徹底します。 | 公共下水道等の普及地域については、水洗化の促進とともに処理施設の適正管理により、公共用水域への放流水の水質管理を徹底します。 | 文言の整理 |
| 53 | 施策の内容 | 公共下水道等の整備が困難な地域については、浄化槽（合併処理浄化槽 ^{※10} ）の設置、適正な管理及び清掃、みなし浄化槽（単独処理浄化槽 ^{※40} ）から浄化槽への転換など、県や一般社団法人兵庫県水質保全センター等の関係機関と連携を密にし、普及啓発や適切な指導を行います。 | 公共下水道等の計画区域外については、浄化槽（合併処理浄化槽 ^{※10} ）の設置、適正な管理及び清掃、みなし浄化槽（単独処理浄化槽 ^{※40} ）から浄化槽への転換など、県や一般社団法人兵庫県水質保全センター等の関係機関と連携を密にし、普及啓発や適切な指導を行います。 | 文言の整理 |

| 環境基本計画における掲載ページ | 項目 | 現計画における施策内容（西脇市環境基本計画に位置付けている施策内容） | | | | | | | | |
|-----------------|-----------------------|--|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--------------|--------------|--------------|---------|
| 53 | 水質汚濁防止のための市民の取組 | 下水道施設等の未計画区域においては、浄化槽の設置に努め、みなし浄化槽については浄化槽への転換に努めます。 | | | | | | | | |
| 54 | 水質汚濁防止のための市の取組 | 下水道等への接続と水洗化を促進させるため、水洗化工事資金の借入に係る利子補給等の制度の充実や個別に啓発を行います。 | | | | | | | | |
| 55, 75 | 環境指標の項目 | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準値 (2010(平成22)年度)</th> <th>現状値 (2016(平成28)年度)</th> <th>目標値 (2020(平成32)年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耕作放棄地の面積(割合)</td> <td>1.0ha(0.09%)</td> <td>7.1ha(0.61%)</td> <td>現状値より減少</td> </tr> </tbody> </table> | | 基準値 (2010(平成22)年度) | 現状値 (2016(平成28)年度) | 目標値 (2020(平成32)年度) | 耕作放棄地の面積(割合) | 1.0ha(0.09%) | 7.1ha(0.61%) | 現状値より減少 |
| | 基準値 (2010(平成22)年度) | 現状値 (2016(平成28)年度) | 目標値 (2020(平成32)年度) | | | | | | | |
| 耕作放棄地の面積(割合) | 1.0ha(0.09%) | 7.1ha(0.61%) | 現状値より減少 | | | | | | | |
| 59 | 歴史的・文化的資源の保全と活用 | 旧来住家住宅などの伝統的な建築物、のこぎり屋根の播州織工場、社寺仏閣など地域の周辺環境とともに守られてきた郷土の歴史・文化を学び伝えるため歴史的・文化的資源の保護や活用を促進するとともに、西脇TMO ^{※48} や北はりま田園空間博物館との連携など、地域における取組や活動を支援します。 | | | | | | | | |
| 59 | 生活文化や伝統文化の承継 | 播州毛針などの伝統工芸や各地に伝わる伝統文化など、地域の自然環境や自然の恵みの中から創り出されてきた技術や祭礼などの伝統行事承継に努め、活動を支援します。 | | | | | | | | |



| 見直し案 | 見直す理由 | | | | | | | | |
|---|----------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--------------|--------------|--------------|------|----------|
| 公共下水道等の計画区域外については、浄化槽の設置に努め、みなし浄化槽については浄化槽への転換に努めます。 | 文言の整理 | | | | | | | | |
| 水洗化を促進させるため、個別に啓発を行います。（一部削除） | 利子補給制度の廃止等により、該当部分を削除 | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準値 (2010(平成22)年度)</th> <th>現状値 (2016(平成28)年度)</th> <th>目標値 (2020(平成32)年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耕作放棄地の面積(割合)</td> <td>1.0ha(0.09%)</td> <td>7.1ha(0.61%)</td> <td>現状維持</td> </tr> </tbody> </table> | | 基準値 (2010(平成22)年度) | 現状値 (2016(平成28)年度) | 目標値 (2020(平成32)年度) | 耕作放棄地の面積(割合) | 1.0ha(0.09%) | 7.1ha(0.61%) | 現状維持 | 現状に則した修正 |
| | 基準値 (2010(平成22)年度) | 現状値 (2016(平成28)年度) | 目標値 (2020(平成32)年度) | | | | | | |
| 耕作放棄地の面積(割合) | 1.0ha(0.09%) | 7.1ha(0.61%) | 現状維持 | | | | | | |
| 地域の周辺環境とともに守られてきた郷土の歴史・文化を後世に継承するため、旧来住家住宅や西脇小学校木造校舎などの建造物、特色あるのこぎり屋根を持つ播州織工場、社寺仏閣など、さらにはこうした資源とともに形成されるまちなみも含めた歴史的・文化的資源の保護保全や活用を促進するとともに、西脇TMO ^{※48} や北はりま田園空間博物館といった地域団体と連携し、地域における主体的な取組や活動を支援します。（一部削除、一部追加） | 地域団体との連携などにふれた | | | | | | | | |
| 伝統的工芸品である播州毛鉤をはじめとした産業資源や各地域に伝わる伝統行事など、地域の自然環境や自然の恵みの中から創り出されてきた技術や祭礼などを「地域の宝」と捉え、それらを継承するための活動を支援します。（一部削除、一部追加） | 産業資源や伝統文化を地域の宝として継承することを明記 | | | | | | | | |

| 環境基本計画における掲載ページ | 項目 | 現計画における施策内容（西脇市環境基本計画に位置付けている施策内容） |
|-----------------|-------------------------------|--|
| 60 | 歴史・文化の保存・承継のための市の主な取組 | |
| 61 | 景観と防災に配慮した工法の採用 | 都市型水害の防止の観点から、周辺景観との調和を図りつつ、透水性舗装の採用や雨水浸透ます等の設置を検討するなど、地域の状況も踏まえながら実施します。 |
| 64 | ごみの発生・排出抑制と再資源化推進のための事業者の主な取組 | |
| 71 | 省エネ設備導入支援策の導入 | 市内各家庭・事業所等の省エネルギー対策の普及促進を図るため、有効な方法を研究します。また、設備導入にあたって購入時の補助等の支援策を検討し、導入を促進します。 |
| 72 | 省資源・省エネルギーの推進のための市の主な取組 | |
| 73 | 動植物の生態系に配慮した工法の採用 | 水路や河川、道路等の整備にあたっては、国や県の関係機関とも連携し、環境配慮型技術や工法の採用を検討するなど、動植物の生息に配慮した整備を地域の状況も踏まえながら実施します。 |



| 見直し案 | 見直す理由 |
|---|------------------------|
| 国や県の制度を積極的に活用し、地域の歴史的・文化的資源の保全・活用を図ります。（全文追加） | 今後のさらなる取組の強化。市の取組に追加 |
| 都市型水害の防止の観点から、周辺景観との調和を図りつつ、透水性舗装の採用や雨水浸透ます等の設置を検討するなど、地域の状況も踏まえながら実施します。「ながす」、「ためる」、「そなえる」を組み合わせた総合治水を推進します。（一部追加） | 総合治水について明記 |
| レジ袋の有料化に務めます。（全文追加） | 今後のさらなる取組の強化。事業者の取組に追加 |
| 市内各家庭・事業所等の省エネルギー対策の普及促進を図るため、有効な方法を研究します。各家庭での省エネ設備導入を促進するため、費用の一部を支援しています。（一部追加） | 設備導入に伴う奨励金交付を開始したことによる |
| エコポイント制度を通じて、環境行動への意識啓発を行います。（全文追加） | 制度開始による。市の取組に追加 |
| 水路や河川、道路等の整備にあたっては、国や県の関係機関とも連携し、環境配慮型技術や工法の採用____など、動植物の生息に配慮した整備を地域の状況も踏まえながら実施します。（一部削除） | 現状に則した修正 |

| 環境基本計画における掲載ページ | 項目 | 現計画における施策内容（西脇市環境基本計画に位置付けている施策内容） | 見直し案 | 見直す理由 |
|-----------------|-------------------------|---|---|----------|
| 75 | エコファーマーと西脇ファーマー | | <p>エコファーマーとは、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）に基づき、土づくり、化学肥料の使用低減、化学合成農薬の使用低減、の3つを一体的に行うための技術を導入する生産方式を導入する計画を作成し、知事の認定を受けた農家をいう。</p> <p>西脇ファーマーとは、堆肥などの有機質資材を施用することで化成肥料や農薬の使用を抑え、自然にやさしい安全安心な農法で野菜を作る西脇市が認定した農家をいう。</p> | 語句の説明 |
| 77 | 田園地域・里山の保全と活用のための市の主な取組 | 水路や河川、道路等の整備にあたっては、 <u>周辺景観に配慮しながら整備に努めます。</u> | 水路や河川、道路等の整備にあたっては、 <u>周辺景観との調和に</u> 努めます。（一部削除、一部追加） | 現状に則した修正 |
| 78 | 水辺環境に配慮した工法の採用 | 水路や河川、ため池等の整備にあたっては、国や県の関係機関とも連携し、環境配慮型技術や工法の採用を検討するなど、動植物の生息に配慮するとともに、 <u>水辺景観に配慮した整備を地域の状況も踏まえながら実施します。</u> | 水路や河川、ため池等の整備にあたっては、国や県の関係機関とも連携し、環境配慮型技術や工法の採用を検討するなど、動植物の生息に配慮するとともに、 <u>水辺環境に配慮した整備を地域の状況も踏まえながら実施します。</u> （一部削除、一部追加） | 文言修正 |
| 78 | 水に親しむ機会の創設 | 河川、水路、ため池等の身近な水辺環境を保全・再生するとともに市民の憩いの場や散策の場を創設します。 <u>また、市民や事業者などの参加による水辺環境保全のための活動や学習会などを推進し支援します。</u> | 河川、水路、ため池等の身近な水辺環境を保全・再生することで <u>市民の憩いの場や散策の場とします。</u> <u>また、市民や事業者などの参加による水辺環境保全のための活動や学習会などを推進します。</u> （一部削除、一部追加） | 現状に則した修正 |
| 79 | 水辺環境の保全と活用のための市の主な取組 | 水辺環境に配慮した <u>整備を行います。</u> | 水辺環境に配慮しながら <u>整備を行います。</u> （一部削除、一部追加） | 現状に則した修正 |

| 環境基本計画における掲載ページ | 項目 | 現計画における施策内容（西脇市環境基本計画に位置付けている施策内容） | 見直し案 | 見直す理由 |
|-----------------|----------------------------|--|---|-----------------------|
| 80 | 低公害車の導入促進 | 公用車へのハイブリッド車 ^{※51} や電気自動車等の低公害車を率先して導入するとともに、市民等への導入の促進及び一般開放型の充電設備の設置導入を検討し、環境負荷の低減を図ります。 | 公用車へのハイブリッド車 ^{※51} や電気自動車等の低公害車を率先して導入するとともに、市民等への導入の促進及び一般開放型の充電設備の設置導入による環境負荷の低減を図ります。（一部削除、一部追加） | 充電設備導入による修正 |
| 88 | 再生可能エネルギーを利活用した地域経済の活性化の研究 | 地域にある太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱並びに廃棄物系・未利用・資源作物等のバイオマスの賦存量の把握やその利用可能性と有効活用方法について官民等の各分野の関係者間で調査研究を行います。 また、地域内での実用化にむけて優れた環境技術を有する企業が資金調達（環境金融商品、税制、助成等）できる仕組みづくりや支援策の検討、新たな業態の創出による地域産業の活性化を目指した調査研究に努めます。 | 地域にある太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、 <u>廃棄物系・未利用・資源作物等のバイオマスの賦存量の把握やその利用可能性と有効活用方法について官民等の各分野の関係者間で調査研究を行います。</u> また、地域内での実用化にむけて優れた環境技術を有する企業が資金調達（環境金融商品、税制、助成等）できる仕組みづくりや支援策の検討を行うとともに地域の環境資源を利活用した地域産業の創出・活性化に向けた調査研究に努めます。（一部削除、一部追加） | 地域の環境資源を利活用することによりふれた |
| 90 | 空き家、空き地の適正管理の指導 | | 空き家の老朽化や空き地の雑草繁茂による周辺景観の悪化、害虫の発生、火災の発生や不法投棄の防止のため、所有者等に対し適切な指導を行います。（再掲） | 商工業の面からもふれた。施策の内容に追加 |
| 90 | 環境と農商工の連携のための市の主な取組 | | 空き家の適正な管理、空き地や遊休地の草刈り等の適正な管理に向けた指導を行います。（再掲） | 商工業の面からもふれた。市の取組に追加 |

| 環境基本計画における掲載ページ | 項目 | 現計画における施策内容（西脇市環境基本計画に位置付けている施策内容） | 見直し案 | 見直す理由 |
|-----------------|-----------------------------|--|--|-------------------------------|
| 91 | 食品・環境・エネルギー（省エネ・新エネ）関連産業の誘致 | <p>_____食品・環境・エネルギー（省エネ・新エネ）関連企業の立地を促進し、地域産業の多様化による地域経済の基盤強化を図ります。</p> | <p>本市には、自然環境に恵まれた特性があります。その特性を生かしながら、市が主体となった環境に配慮した活動に積極的に取り組むことで、食品・環境・エネルギー（省エネ・新エネ）関連企業の立地を促進し、地域産業の多様化による地域経済の基盤強化を図ります。（一部削除、一部追加）</p> | <p>今後のさらなる取組の強化</p> |
| 91 | 食品・環境・エネルギー関連産業のための事業者の主な取組 | <p><u>地域雇用</u>に努めます。</p> | <p>市民の雇用に努めます。（一部削除、一部追加）</p> | <p>文言修正</p> |
| 91 | 食品・環境・エネルギー関連産業のための事業者の主な取組 | <p><u>環境エネルギー負荷の少ない事業を展開します。</u></p> | <p><u>地域の環境に十分配慮し、環境にやさしく、エネルギー負荷の少ない事業活動を行います。</u> （一部削除、一部追加）</p> | <p>今後のさらなる取組の強化。事業者の取組に追加</p> |
| 92 | 食品・環境・エネルギー関連産業のための市の主な取組 | <p><u>企業誘致を促進します。</u></p> | <p><u>地域環境に配慮した企業の誘致を促進します。</u> （一部削除、一部追加）</p> | <p>今後のさらなる取組の強化。市の取組に追加</p> |
| 92 | 地域団体との連携の推進 | <p><u>地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を伝えることにより、その価値や大切さを再認識し、地域を活性化させる取組として、北はりま田園空間博物館との連携のもとエコツーリズムやグリーンツーリズムについての検討を行い、実施します。</u></p> | <p><u>自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を伝えることにより、その価値や大切さを再認識し、地域の活性化に結び付けるため、北はりま田園空間博物館など地域活動を行う各種団体と連携し、環境意識の高揚につながるエコツーリズムやグリーンツーリズムを実施するとともに、ツアーメニューの充実を図ります。</u> （一部削除、一部追加）</p> | <p>今後のさらなる取組の強化。市の取組に追加</p> |

| 環境基本計画における掲載ページ | 項目 | 現計画における施策内容（西脇市環境基本計画に位置付けている施策内容） | 見直し案 | 見直す理由 |
|-----------------|---------------------------------|--|---|----------------|
| 92 | 地域の環境資源を活用した観光産業の創設のための事業者の主な取組 | 地域の観光資源を活用した観光産業の創設に向けての調査研究に努めます。 | 地域の観光資源を集客資源として磨き上げ、交流人口の増加による地域活性化に努めます。（一部削除、一部追加） | 交流人口の増加についてふれた |
| 92 | 地域の環境資源を活用した観光産業の創設のための市の主な取組 | 地域の観光資源を活用した観光産業の創設に向けての調査研究に努めます。 | 地域の観光資源を活用した <u>産業の創出</u> に向けた調査研究に努めます。（一部追加） | 文言修正 |
| 92 | 地域の環境資源を活用した観光産業の創設のための市の主な取組 | 地域の観光資源の_____情報発信を行います。 | 地域の観光資源の <u>発掘・活用</u> に努め、情報発信を行います。（一部追加） | 今後のさらなる取組の強化 |
| 93, 94 | 排出権クレジットの創出のための主体毎の主な取組 | 国内クレジット | J-クレジット | 制度の移行 |
| 95 | 環境教育・環境学習の推進 | 保育園____、幼稚園、小中学校、高等学校等の各段階に応じた、また、家庭や地域職場等でのニーズに応じた環境教育、環境学習等、だれでも参加できる機会の提供や環境教育、環境学習を推進するための人材育成や環境情報の整備と発信に努めます。（コラム10参照） | 認定こども園、幼稚園、小中学校、高等学校等の各段階に応じた、また、家庭や地域職場等でのニーズに応じた環境教育、環境学習等、だれでも参加できる機会の提供や環境教育、環境学習を推進するための人材育成や環境情報の整備と発信に努めます。（コラム10参照） | 現状に則した修正 |